

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した延滞金減免不許可決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、東京都都税条例（昭和25年東京都条例56号。以下「条例」という。）及び東京都都税条例施行規則（昭和25年東京都規則126号。以下「規則」という。）の各規定に基づき、令和5年7月18日付延滞金減免決定等通知書により行った各不動産取得税に係る延滞金減免不許可決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものであると解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の取消しを求めている。

- 1 減免申請に対し、規則41条各号の一に該当しないので不許可とするとの回答が来たが、2号「納税者又は特別徴収義務者が納税の告知があったことを知ることができなかったことについて、やむを得ない理由があるとき」が争点である。

中国はゼロコロナ政策の下、経済活動を制限しており、郵便物の不配を配慮すべきであり、郵便物が返送されなかったので送達されたとみなすことには承服できない。

請求人は都税事務所が送付した郵便物を一切受け取っていないので、延滞税を支払うことは納得ができない。

- 2 〇〇税務署に対しては、納税管理人として母を届け出ている。

今回贈与を受けた土地は一部を既に所有しており、母より追加で贈与を受けたもので、都税事務所に対して固定資産税を母ほか3名として払い続けている。外国において送達が困難な状況に中国はあったの

で、送達には受け取りを確認できる〇〇〇や〇〇〇での送付にすると
か、固定資産税の徴収記録より登記を調べ、日本国内の請求人の母に
送達すべきであった。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、
棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和６年１２月 ５日	諮問
令和７年 ２月１３日	審議（第９７回第３部会）
令和７年 ３月１１日	審議（第９８回第３部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、
以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(1) 不動産取得税の納税義務者

地方税法（以下「法」という。）７３条の２第１項は、不動産取得
税は、不動産の取得に対し、当該不動産の取得者に課することとして
いる。法７３４条１項は、都は、その特別区の存する区域において、
不動産取得税を課するものとしている（この場合、法１条２項により、
道府県に関する法の規定が準用される。）。

(2) 納税管理人

法７３条の１０第１項の規定により、不動産取得税の納税義務者
は、納税義務を負う都内に住所、居所、事務所又は事業所（以下
「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切
の事項を処理させるため、都の条例で定める地域内に住所等を有す
る者のうちから納税管理人を定めてこれを知事に申告し、又は当該
地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有す
るものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその

承認を受けなければならない（条例４８条の６第１項同旨）。

(3) 延滞金

法７３条の３第１項の規定により、不動産取得税の納税者は、不動産取得税の納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に延滞金額を加算して納付しなければならないが、同条２項の規定により、知事は納税者が不動産取得税の納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合には、延滞金額を減免することができる。

(4) 条例・規則による不動産取得税の減免

規則４１条は、知事（ただし、条例４条の３により知事の権限は各都税事務所に委任されている。）は、同条各号のいずれかに該当する場合においては、都税に係る延滞金額のうち、当該各号に掲げる理由により、納付し、納入し、又は徴収することができないと認める期間に対応する金額その他知事において必要と認める金額を減免すると規定している。

規則４１条２号は、知事が延滞金額の減免を認める場合として、「納税者若しくは特別徴収義務者が納税の告知のあったことを知ることができないことについて、やむを得ない理由があるとき。」と規定している。

そして、規則４３条１項は、４１条の規定によって延滞金額の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする理由等を記載した申請書に、その理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならないと規定している。

(5) 送達に関する定め

法２０条は、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達するとし、ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所等に送達すると規定している。

また、同条４項は、通常の手配による郵便により第１項に規定する書類を送達した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定すると規定している。

この点について、地方税務研究会編『地方税法総則逐条解説』（一般財団法人地方税務協会、平成29年）によると、郵便物の送達があったものと推定されるに止まるのであるから、送達を受けるべき相手方が、書類の不到達を立証したときはその書類は送達したこととはならず、また推定時と異なる時に到達したことを立証された場合には、その時に到達したこととなるとされている。

2 本件処分についての検討

不動産取得税の納税義務者は、納税義務を負う都内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため納税管理人を定めて、これを都知事に申告しなければならないところ（上記1・(2)）、請求人は、令和3年1月1日贈与及び令和4年1月1日贈与を原因として本件土地の持分を一部取得したが、都内に住所を有しないにもかかわらず、処分庁に対し納税管理人の申告を行っていなかった。

そうすると、納税義務者である請求人の住所とされた登記簿住所宛てに納税通知書を送付した処分庁の措置には、不合理な点があるということとはできない。

また、知事は、納税義務者が納税の告知のあったことを知ることができないことについて、やむを得ない理由があるときは、延滞金額の減免をするところ（上記1・(4)）、令和4年7月13日付けで、請求人から処分庁に対し、本件減免申請書及び本件管理人申告書が提出されたものの、請求人が減免理由であると主張する郵便物の不達を証明する資料等は提出されなかった。

処分庁は、令和4年10月から令和5年2月までの間で4回にわたり、請求人の登記簿住所宛てに納税通知書等を郵送したが、これらが返戻されていないことから、納税通知書等が到達したものと推定し、請求人については、納税の告知のあったことを知ることができないことについてやむを得ない理由があったとは認められないとして、本件減免申請を不許可としたのであって、このような処分庁の判断に不合理な点があるということとはできない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3・1及び2のとおり、郵便物の不到達を主張し、不配のリスクを考慮して、日本国内の請求人の母へ通知すべきであ

った等を述べるが、本件においては、処分庁が請求人の登記簿住所宛てに納税通知書等を送付したことに不合理な点はなく、それらの郵便物は到達したものと推定されることは上記２のとおりであるから、請求人の主張はいずれも採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙（略）